



令和6年度

土地改良技術

歩掛記録とりまとめ業務

積 算 書

(当初)

九州農政局
土地改良技術事務所

事業名	土地改良技術	相原吉郎 (1/2)
業務名	歩掛記録とりまとめ業務	

事業名 土地改良技術
事業名 生垣記録上にまつわる業務

事業名	土地改良技術					
業務名	歩掛記録とりまとめ業務					
業務別業務名:歩掛記録とりまとめ業務						
コード	名 称	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
	*** S 単一 1号 ***					
S02116	報告書焼付代 (コピー)		部		1,000 各単位	歩A 当たり算出
	報告書焼付代 (コピー) A-4 以下 100枚,			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)資材区分 2)地域資材単価コード (P)	地域資材 (Pコード) P43414		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	3)地区資材単価コード (J) 4)施設機械資材単価コード (K)			深夜時間:0.0		
P43414	報告書焼付代 (コピー) A-4 以下 100枚	1,000	部	1,500	1,500	
	合 計				1,500	算出数量 1,000 各単位
	単 価				1,500	
	*** S 単一 2号 ***					
S02116	ケント紙		枚		1,000 各単位	歩A 当たり算出
	ケント紙 菊判,			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)資材区分 2)地域資材単価コード (P)	地域資材 (Pコード) P96001		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	3)地区資材単価コード (J) 4)施設機械資材単価コード (K)			深夜時間:0.0		
P96001	ケント紙 菊判	1,000	枚	90	90	
	合 計				90	算出数量 1,000 各単位
	単 価				90	
	*** S 単一 3号 ***					
S63003	貸与資料の把握・整理		式		1,000 式	歩A 当たり算出
	設計労務(直接人件費内業)			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)主任技術者の人数 2)技師長の人数	0.00人 0.00人		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	3)主任技師の人数 4)技師Aの人数	0.00人 0.50人		深夜時間:0.0		
	5)技師Bの人数 6)技師Cの人数	1.00人 0.00人				
	7)技術員の人数	0.00人				
R04004	技師 (A)	0.500	人	57,000	28,500	
R04005	技師 (B)	1,000	人	47,200	47,200	
	合 計				75,700	算出数量 1,000 式
	単 価		式		75,700	
	*** S 単一 4号 ***					
S63003	資料のとりまとめ		式		1,000 式	歩A 当たり算出
	設計労務(直接人件費内業)			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)主任技術者の人数 2)技師長の人数	0.00人 0.00人		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	3)主任技師の人数 4)技師Aの人数	0.00人 0.00人		深夜時間:0.0		
	5)技師Bの人数 6)技師Cの人数	2.00人 2.00人				
	7)技術員の人数	20.00人				
R04005	技師 (B)	2,000	人	47,200	94,400	
R04006	技師 (C)	2,000	人	38,400	76,800	
R04007	技術員	20.000	人	33,600	672,000	
	合 計				843,200	算出数量 1,000 式
	単 価		式		843,200	

令和6年度 歩掛記録とりまとめ業務

特 別 仕 様 書

九 州 農 政 局
土地改良技術事務所

第1章 総 則

(適用範囲)

第1－1条 令和6年度歩掛記録とりまとめ業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項はこの特別仕様書によるものとする。

(目的)

第1－2条 本業務は、現在制定されている土地改良事業実施のための諸歩掛保守管理を合理的に実施するため、歩掛の履歴（調査の内容及び解析制定等）を内容とした歩掛記録カード及び添付資料等の作成を行うものである。

(作業概要)

第1－3条 本業務は、各歩掛項目ごとに歩掛記録カードを作成し、歩掛解析資料を参考資料としてとりまとめ、各工種毎に簡易製本を行う。

(管理技術者)

第1－4条 管理技術者は、共通仕様書第1－6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択項目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選 択 科 目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農業	農業土木、農業農村工学
博士	農学	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

(担当技術者)

第1－5条 担当技術者は、共通仕様書第1－8条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第1－6条 共通仕様書第1－11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1－12条に基づく技術者情報の登録に当っては次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

(保険の加入)

第1－7条 受注者は、共通仕様書第1－37条に示されている保険に加入している旨を業務計画に明示しなければならない。また、監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 作業条件

(作業工種)

第2-1条 本業務におけるとりまとめ対象工種は次のとおりである。

- ・石積類とりこわし (機械)
- ・裏込工 (石積)
- ・木杭打設工 (機械)
- ・裏込工 (ブロック積)
- ・木杭打設工 (人力)
- ・ネットフェンス工
- ・ネットフェンス撤去工
- ・裏込工 (ブロック張)

(参考図書)

第2-2条 作業の参考にする図書は、共通仕様書第2-1条によるほか次表によるものとする。

番号	名称	発行所
1	令和6年度 土地改良工事積算基準 (土木工事)	(社) 農業農村整備情報総合センター
2	令和6年度 土地改良工事積算基準 (機械経費)	

(貸与資料)

第2-3条 貸与資料は、次のとおりである。

分類	貸与資料	数量
報告書	令和元年度歩掛解析とりまとめ業務	1式
報告書	令和2年度歩掛解析とりまとめ業務	1式
報告書	令和3年度歩掛解析とりまとめ業務	1式
報告書	令和4年度歩掛解析とりまとめ業務	1式
報告書	令和5年度歩掛解析とりまとめ他業務	1式
報告書	令和6年度歩掛解析とりまとめ業務	1式
その他	歩掛調査実施要領	1式

(貸与資料等の取扱い)

第2-4条 第2-2条、第2-3条に示す参考図書、貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 参考資料及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 参考図書は作業時点の最新版を用い、作業中に改訂された場合には監督職員と協議するものとする。
- (3) 貸与資料は、原則として、初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか、完了検査時に一括返納しなければならない。

(4) 貸与資料は、厳重に保管するとともに、複写等の行為は禁止する。

第3章 作業内容

(作業項目及び数量)

第3-1条 本業務におけるとりまとめ作業項目は、次の作業項目内訳表のとおりである。

【作業項目内訳表】

作業項目	作業内容	数量
1. 貸与資料の把握・整理	①貸与資料の把握・整理 ・貸与資料とりまとめ範囲について、把握・整理を行う。	1式 (8工種)
2. 資料のとりまとめ	①歩掛記録カードの作成 ・歩掛カードは、別紙1様式に基づくものとし、工種毎にとりまとめを行う。 ・歩掛制改定の背景及び主な改正点を完結に箇条書きに記入する。 ・調査名及び調査項目は歩掛調査実施要領の名称を記入する。 ・本歩掛が使用されている単価コード番号を各欄に記入する。多数の施工単価コードに係る場合は、その旨欄外に記入する。 ・歩掛の内容は、新旧対照表を記入する。なお、歩掛の内容等が所定の範囲内に入らない場合は別葉とし、次ページ移行へ記入する。 ②添付資料の作成 ・歩掛解析業務成果を抜粋し歩掛カードへ添付し、内容については次の内容を具備するものとする。 1) 解析成果の要約 2) 歩掛の原案 3) 解析の手法 4) 解析データの集計表 5) 比較検討資料（現行基準との対比資料等） 6) 歩掛調査実施要領 ③歩掛カード等の製本 ・歩掛カード等はA4版で簡易製本を行うものとし、製本部数は、各工種×8冊とする。	1式 (8工種)

(作業の留意点)

第3-2条 作業の実施に際し、特に留意する点は下記のとおりとする。

(1) 業務実施期間中に監督職員から資料の提出を求められた場合は、速やかに指示内容の資料を提出するものとする。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4-1条 共通仕様書第1-10条に基づく打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

・初回：作業着手の段階

・最終回：報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、別紙1に記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、共通仕様書第1－11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第5章 成果物

(成果物)

第5－1条

成果物を共通仕様書第1－17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- ・歩掛カード 簡易製本 64部
- ・成果物の電子媒体 (CD-R等) 正副2部

(成果物の提出先)

第5－2条 成果物の提出先は、次のとおりとする。

熊本県熊本市東区東町4丁目5－7
九州農政局土地改良技術事務所

第6章 契約変更

(契約変更)

第6－1条 業務請負契約書第17条から20条に規定する発注者と受注者による協議事項は次のとおりとする。

- (1) 第1－3条に示す「作業概要」に変更が生じた場合。
- (2) 第3－1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。
- (3) 第4－1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
- (4) 第5－1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。
- (5) 履行期間の変更が生じた場合。
- (6) 関係機関等対外的協議等により設計計画等に変更が生じた場合。
- (7) その他

第7章 定めなき事項

(定めなき事項)

第7－1条 この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

步掛記録力一ド（標準様式）

別紙 1

1. 歩掛の名称及び制定年月日等			5. 歩掛内容										
名称	制定	令和 年 月 日											
2. 歩掛制定の背景及び主な改正点													
3. 歩掛調査概要													
(1) 調査名													
(2) 調査内容													
<table border="1"> <tr> <td>調査年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>解析年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>解析担当局</td> <td></td> </tr> <tr> <td>調査地区数</td> <td></td> </tr> </table>			調査年度		解析年度		解析担当局		調査地区数				
調査年度													
解析年度													
解析担当局													
調査地区数													
(3) 主な調査項目													
4. 本歩掛が使用されている施工単価コード													

別紙2（第4－1条関連）

【割合】

予定価格算出の基礎となった同表A～Dまでに掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の8.1を超える場合は10分の8.1とし、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとする。

業種区分	A	B	C	D
建設コンサルタント (土木関係のもの)	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額 に10分の9を乗じ て得た額	一般管理費等の 額に10分の5を 乗じて得た額

令和6年度 歩掛記録とりまとめ業務

工 程 表

45日間

作業内容	業務期間	30	60	90	120	125	備 考
1. 貸与資料の把握・整理							
2. 資料とりまとめ							
3. 打合せ	●		●				
業務工程							